**細則２**

**ネット健康問題啓発者養成全国連絡協議会**

**会計(講演料、教材開発料等の謝金等)規定　Ver.3.0**

**第1章　総則**

第1条　本細則２は、本会の収入、支出である講習会講師謝金、教材開発等の謝金、会議の会場費等の規定を定める。

**第２章　収入**

第２条　本会の収入は、講習会での受講料・資料料、講習教材費等の徴収料、団体・個人からの寄付金でまかない、会費は徴収しない。また、直接収入にはならないが、外部競争的資金へ応募し獲得した場合は、研究課題と係わる講習の旅費、調査費、物品費等を充てることもある。

第３条　講演の受講料は、受講者の個人負担上限を**1日6時間で1万円**とする。共催団体との関わりで、個人負担の軽減は可能である。

第４条　研修コースは、講習で使用する教材の一部を提供し、著作権相当等の教材費等を徴収する。

第５条　認定コースは、講習で使用する教材の全部を提供し、著作権相当等の教材費と認定のための審査料を徴収する。

**第３章　支出**

第６条　本会は営利団体ではないため、謝金等の支払いは支払える範囲内で行う事を原則とする。しかし、活動にかかわる個人資金は必要のため、「有償ボランティア」的な活動と位置づけ支出する。また、監修者等は、ボランティア的活動であることを理解しご協力いただく。

第7条　謝金の基礎単価は、講習時の**80分～90分1コマをベースとする**。また、**基礎単価は、一定の区切り(基本は年)**ごとに定める。**基準単価の基礎データは、年内の講習回数と収入の状況による**。

　　《謝金支払い項目》　　 《2018年プレと本番の単価・80分～90分1コマ》

①総監修鑑(期間ごと)　　　　　４～５万（1名額）

②分野監修者(期間ごと)　　　　３～６万（各分野額・分野複数名の場合は加配する）

③講演者（講習会ごと）　　 ２万（分野全額・複数名担当の場合は分配。講演者は、関係者の相談により０割から５割を教材作成者に還元することもできる。医療専門家による講演の場合は、加配することもできる）

④教材開発者(期間ごと)　　　　　６～９万（分野全額・複数名の場合は分配）

⑤講演アシスタント（講習会ごと）　5千円～1万（分野全額・複数名の場合は分配）。2018年は見送る。

⑥認定審査料（審査1名に付き）　２千～5千円（担当者割）

第8条　会員以外に作業を依頼した場合の謝金は、仕事内容により1000円から3000円／時間の範囲で支払う

第9条　会議費は、定まった会場がないため喫茶店等を使用した場合は、1名1000円以内で補助する事ができる。

**第４章　会計と会計監査**

第10条　会計は複数で担当し、事務局長が管轄する。

第11条　会計期間は、年(１月から12月)ごとを原則とし、会計決算報告書を役員会に提案し審議を受ける。

第12条　会計監査は、複数で行い、事務局から提出された決算報告の監査を行う。

**第５章　その他**

第13条　2018年に実施するプレ講習会(青森・埼玉)は、プレ講習の収入のみでは支払えないため、その後の収入も見込み複数回に分けての支払いとなる。

第14条　企画室において講習会ごとに、予算・決算案を作成し、会計決算報告を事務局で確認することが望ましい。

第15条　本細則は、役員会議決事項とする。

附則　本細則は、2018年1月27日から2月3日のメール役員会で承認された。プレ青森認定講習会の2018年1月13日に遡り実施する。